

令和7年度

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.2)

《市民後見人の養成と活躍支援》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、市町村・中核機関を都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーや市町村・中核機関を主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認いただき、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和8年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

Q1

市民後見人養成研修のカリキュラムを検討する際、何を参考に考えたらよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A1

市民後見人養成のための基本カリキュラムが厚生労働省から示されています。

この基本カリキュラムは、市民後見人を養成するために最低限必要と考えられる科目等を「基本」として示したものです。研修を実施する各市町村において、地域の実情に応じて具体的内容を検討する際の標準的な参考資料として活用いただくことが想定されています。

都道府県としては、都道府県自らが市民後見人養成を実施する際に参考にするだけでなく、市民後見人養成を検討している市町村に対して、基本カリキュラムをベースにしつつも、地域の社会資源や課題を反映させた展開ができるよう、専門的な視点から助言・支援を行うことが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A1

市民後見人養成のための基本カリキュラムが厚生労働省から示されています。

基本カリキュラムは、市民後見人を養成するための最低限必要と考えられる科目等を「基本」としてまとめたものです。

市町村・中核機関においては、専門職団体や家庭裁判所への協力依頼や、現地実習受入先としても想定される日常生活自立支援事業や法人後見を実施している社会福祉協議会との連携など、このカリキュラムの実施に伴う調整業務を通じて、地域連携ネットワークを強化していくこともできます。

【参考】

・「市民後見人養成のための基本カリキュラムについて」(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡 令和5年4月26日)

・成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー(令和5年6月30日)資料

・担い手の育成について(市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q2

市民後見人養成研修を広域で実施することは可能でしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A2

可能です。

「市民後見人養成のための基本カリキュラム」では、都道府県等が広域開催する研修などで制度・法律関係科目に関する一般的な事項を履修した後に、市町村研修において当該市町村の事業計画や独自施策の特徴などを補足する「補講(2単位 120分)」を受けていただく形式が示されています。

実際に、一部の地域では都道府県と市町村が連携し、市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知るための講義・演習を各市町村が分担して実施している事例があります。

都道府県としては、担い手の確保・育成を広域的な地域課題と捉え、後見活動が想定される圏域の設定や、共通カリキュラムの策定など、市町村を越えた仕組みづくりを推進することが期待されています。

② 市町村・中核機関向け

A2

可能です。

基本カリキュラムでは、都道府県レベルでの広域研修などで一般的な法律・制度科目を履修した後、市町村が実施する「補講(2単位 120分)」において、わがまの事業計画や具体的な取組の特徴を学ぶ構成が認められています。

この仕組みを活用し、都道府県と市町村が役割を分担して研修を実施している先行事例があります。市町村側で地域の介護・福祉サービスや地域資源を深く知るための科目を受け持つことで、より実践的な研修が可能となります。

広域実施を検討することで、単独開催による事務負担を軽減しつつ、中長期的な視野に立った担い手の確保・育成を効率的に進めることが可能となります。

【参考】 第二期成年後見制度利用促進基本計画(抜粋) P51-52

- ・ 担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。
- ・ 担い手の確保・育成は、促進法第 15 条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進めることが期待される。

Q3

市民後見人養成研修を修了した市民が、他の自治体で市民後見人として活動することはできますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A3

まずは、受け入れ側となる市町村の担当窓口にご相談・確認することが必要です。

市民後見人は、地域の社会資源やネットワークを活用するなど、地域に密着して活動する存在です。そのため、養成研修も各市町村の実情に合わせたプログラムで構成されています。したがって、他市町村で受講した方の受け入れ基準（既修科目の免除範囲等）は、各市町村の判断に委ねられています。

都道府県としては、広域的な視点から、制度・法律関係等の汎用的な科目については互換性を認めるよう市町村へ働きかけるなど、担い手が地域を越えて活躍しやすい環境（流動性の確保）を整えることが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A3

まずは、貴自治体の担当窓口にて、個別の相談・確認を行ってください。

市民後見人は、地域の地域資源やネットワークを熟知し、活用しながら活動します。養成研修も市町村の実情に合わせて設計されているため、他市町村での受講歴を持つ方の受け入れ方針は、市町村ごとに異なります。

厚生労働省からは、法律等の一般的な科目については互換性を認めつつ、市町村独自の取組については補講等で補う考え方が示されています。

転入者等を受け入れる際は、面接による適性確認や、必要な科目の履修状況を確認した上で、柔軟かつ適切に判断することが有効です。

【参考】

・厚生労働省では、市民後見人養成研修の科目の互換性について下記の通り考え方を示しています。

科目の互換性の考え方

- 他の市町村において市民後見人養成研修を受講した方が転入してきた場合の対応として以下が考えられる。
 - ・未修了の方は、当該市町村の研修を再受講していただく。
 - ・バンク登録していた方等は、面接などによって適性を見極め、その後の対応を判断する。
- 制度・法律に関する項目など、どこの市町村で研修したとしても内容が、ある程度内容が担保される科目については、互換性を認めても良いと考えられる

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）資料

・担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q4

市民後見人養成研修修了者のなかから、後見人候補者を検討する際の基準がありますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A4

後見人候補者の検討に関する一律の基準はなく、各市町村の判断によります。

多くの自治体では、養成研修への取り組み状況（出席率やレポート内容等）を把握し、被後見人の意向や相性などを総合的に勘案して選定しています。

中には、研修受講の状況や登録時の面接結果などに独自の基準を設けて数値化し、候補者選定の参考にしている事例もあります。

都道府県としては、市町村が適切なマッチングを行えるよう、意向確認の定期的な実施や、選定プロセスの公平性を担保する仕組みづくりについて助言することが重要です。

② 市町村・中核機関向け

A4

後見人候補者の検討に全国一律の基準はなく、各市町村の判断に委ねられています。

実務においては、研修時の受講態度や習得状況を考慮しつつ、ご本人の生活歴や意向、候補者との相性などを多角的に検討して選定を行うのが一般的です。

客観性を高める工夫として、面接内容や研修実績を数値化し、選定の際の判断材料としている市町村もあります。

また、市民後見人自身の生活状況や健康状態、活動への意向は年々変化するため、定期的に意向確認を行い、常に最新の情報を把握しておくことが、地域の権利擁護支援の担い手の継続的な協力を得ていくために重要になります。

Q5

市民後見人養成研修を修了した後、市民後見人に選任されるまでの間の活躍の場として、どのようなことが考えられますか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A5

例として、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護や成年後見制度について広報・啓発活動を行う権利擁護サポーター、地域における意思決定支援の確保を図る取組を行う意思決定サポーターなどとして活躍いただいている自治体があります。

厚生労働省が示す基本カリキュラムにおいても、家庭裁判所から選任される後見人等だけでなく、地域共生社会の実現に向けた「地域の権利擁護に関わる多様な担い手」の育成という観点が重視されています。

都道府県としては、市町村に対し、修了者が身近な地域活動の中で権利擁護の視点を活かせるよう、多様な活躍の場を創出することを促すことが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A5

例として、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護や成年後見制度について広報・啓発活動を行う権利擁護サポーター、地域における意思決定支援の確保を図る取組を行う意思決定サポーターなどとしての活動が考えられます。

「市民後見人」という名称であっても、その対象範囲は広く、日常生活自立支援事業の生活支援員や権利擁護サポーターなどを含んだものとしてカリキュラムが作成されています。

選任までの待機期間中も、これらの活動を通じて現場経験を積むことは、将来的な後見活動へのスムーズな移行に繋がります。また、修了者が地域の地域資源として多方面で活躍することは、地域全体の権利擁護意識の向上や、見守りネットワークの強化にも大きく寄与します。

「市民後見人」の範囲

- 家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけではなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点を踏まえ、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講いただけるよう配慮を行った。
- 名称は「市民後見人」養成のための基本カリキュラムであるが、日常生活自立支援事業の生活支援員や、権利擁護サポーターなど権利擁護に関わる方を含んだものである。

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー(令和5年6月30日)資料
・担い手の育成について(市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q6

養成した市民後見人研修修了者が、家庭裁判所から選任されるためには、どのような取り組みをしたらよいでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A6

市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所等の間で、市民後見人の受任が適しているケースや選任時の考慮要素を共有することが重要です。個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、候補者イメージの認識を共有することも有効な取り組みのひとつです。

また、複数後見や、課題解決後に専門職から市民後見人に交代する「リレー方式」などの選択肢を含めた検討ができるよう、市町村や中核機関が、専門職団体と家庭裁判所の協力を得て、受任調整の仕組みづくりを行っていくことが、市民後見人の受任機会の拡大につながります。

都道府県としては、家庭裁判所の支部等も含めた広域的な協議の場を設定し、市町村が提示する候補者推薦の目安が、裁判所の運用と円滑に整合するよう支援することが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A6

関係機関（市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所）で、市民後見人の受任に適した事案や選任の目安を事前に共有しておくことが重要です。模擬事例を用いた検討会を行い、どのような属性の候補者が適しているか、認識を合わせておくことも有効です。

また、単独での受任だけでなく、専門職との「複数後見」や、困難な課題を専門職が解決した後に市民後見人が引き継ぐ「リレー方式」などを積極的に検討してください。専門職団体や家庭裁判所の協力を得て「権利擁護支援チーム」を形成し、受任者調整のプロセスを仕組み化していくことが、市民後見人の活躍の場を広げる鍵となります。

こうした体制を整えることで、地域の貴重な権利擁護支援の担い手である市民後見人が、ご本人の意向に沿った柔軟な形で支援に関わることが可能となります。

【参考】第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） P39

- 都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法（検討の体制や候補者推薦の目安など）、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態（複数後見など）、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。
- 家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の実施などの対応も期待される。

Q7

市民後見人に対して、どのようなサポートができるでしょうか。

① 都道府県担当者・都道府県専門アドバイザー向け

A7

中核機関等が行う市民後見人へのサポートとして、後見業務や家庭裁判所に提出する書類作成等に関する相談に応じるほか、被後見人等との関係性や信頼関係づくりについて助言したり、制度や福祉サービス等の後見業務に必要な知識に関する研修会を開催したりすることは、活動の質の向上につながります。

市民後見人の後見監督人となっている社会福祉協議会もあります。

さらに、活動費用の負担軽減のため、保険料や活動報酬の助成なども市民後見人の活動を支える重要な要素となります。

都道府県としては、市町村が単独で解決困難な損害賠償保険への対応検討や、広域的な研修機会の提供などを通じて、地域における権利擁護支援の担い手としての市民後見活動を安定的に維持できるよう支援することが期待されます。

② 市町村・中核機関向け

A7

中核機関が行う具体的なサポートには、日々の後見実務や裁判所への報告書類作成に関する相談への対応があります。

また、ご本人（被後見人）との信頼関係づくりへの助言や、最新の福祉サービスに関するスキルアップ研修の開催などは、活動の質と安心感を高めるために有効です。運営形態によっては、社会福祉協議会が後見監督人を引き受ける体制をとることもあります。

加えて、活動に伴う実費負担を抑えるための活動報酬の助成や、万が一の事故に備えた保険料の補助なども、活動を継続いただく上で大きな支えとなります。

中核機関がこうした多角的なバックアップ体制を整えることで、地域の貴重な権利擁護支援の担い手である市民後見人に、その専門性と市民性が十分に発揮できる環境整備につながります。

【参考】 第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） P22
（保険についての記載）

- 後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○関連サイト リンク一覧○

・厚生労働省 HP「市民後見関連情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/shiminkouken/index.html

※市民後見人についての説明や、カリキュラム、市民後見人に関する取組などをご覧いただけます。

・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧いただけます。

➡成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>